

# イスラームの同性愛における新たな潮流

——ゲイのムスリムたちの解釈と活動——

青 柳 か お る

## 序論

筆者は近年、イスラームの生命倫理について研究しており、生殖補助医療や出生前診断について調べていくうちに（青柳 2015; 青柳 2016; 青柳 2019 など）、障害者や LGBT といったマイノリティーの問題に関心を持った。イスラームにおける同性愛については、前近代におけるイスラーム世界の同性愛を扱ったもの<sup>1</sup>、現代の LGBT のイスラーム教徒が迫害を受けながらも、性的少数者の権利を擁護する活動を明らかにした研究<sup>2</sup>も見られるようになってきた。ただ、国内外におけるこのテーマの研究はまだ少ない状況であり、筆者は議論の土台を作る必要があると考えた。そこで現代の保守的なウラマー（イスラーム法学者）のファトワー（一般信徒の質問に対する法学者の回答）を中心に分析し、イスラームにおける同性愛に対する伝統的な考え方を明らかにした（青柳 2020b）。

多くのイスラーム教徒の支持を得ている伝統的な解釈では、「ルート（ロト）の民」が神によって滅ぼされたというコーランの章句や同性愛者を非難するハディース（預言者ムハンマドの言行を伝える伝承）の文言に基づいて、同性愛は非合法であるとされる。長い間受け継がれてきた同性愛に関する伝統的な解釈を覆すのは容易ではないが、欧米ではゲイのイマーム（モスクの説教師）たちを中心に、新しいコーラン解釈や同性愛者のイスラーム教徒のための活動が

---

<sup>1</sup> El-Rouayheb 2009; Murray 2000; 辻 2017 など参照。

<sup>2</sup> 欧米については Kugle 2010; Kugle 2014; Zahed 2013; Zahed 2019 など、東南アジアについては大形 2019; 多和田 2019 など参照。

始まっている。

本稿では、第一章でイスラームの伝統的な同性愛に対する考え方を明らかにしたうえで、第二章で Kugle 2010 を参照しながらゲイのムスリムたちによる新しいコーラン解釈を分析し、さらに同性愛に関するハディースについても検討する。第三章で二人のゲイのムスリムの活動を紹介し、結論でユダヤ教、キリスト教の同性愛の議論と比較したい。

## 第一章 イスラームにおける伝統的な同性愛者に関する解釈

コーランでは男色の「ルートの民」について、11章77-83節、15章57-74節、26章161-173節、29章28-35節など複数個所で述べられている<sup>3</sup>。それによると、預言者ルート（預言者イブラーヒームの甥）が遣わされた町の人々は男色であり、ルートの男色に対する警告を聞かなかった。ルートの家に神の使徒たちが客人としてやってくると、町の人々が押し掛けてきた。そこでルートは娘たちを差し出すと言ったが、人々は客人を求めている。最終的にルートと娘たちは町から出ていくが、妻は助からなかった<sup>4</sup>。その後、神によって町は滅ぼされたという。

具体的なコーランの章句と中世の注釈書によるその解釈を紹介したい。

「あなたがたは、あなたがた以前のどの世でも、誰も行わなかった淫らなことをするのか。あなたがたは、情欲のため女でなくて男に赴く。いやあなたがたは、途方もない人びとである（7章80節）」というルートの言葉に関して、マムルーク朝時代のジャラルルッディーン・スユートイー（1505年没）とジャラルルッディーン・マハッリー（1459年没）による『ジャラーラインのクルアーン注釈書』の解釈では「淫らなこと<sup>5</sup>」を「男色」とし、「途方もない人びと<sup>6</sup>」と

<sup>3</sup> コーランの和訳は、三田了一訳を参照した。なお、ロトの民については聖書にも述べられている。創世記19章など参照。

<sup>4</sup> 聖書ではロトの妻は後ろを振り向いたために塩の柱となったが、コーランでは妻は逃げずに残ったために、ほかの住民たちと同様に滅ぼされたことになっている。

<sup>5</sup> 中田訳では、「不道徳」。

<sup>6</sup> 中田訳では、「度を越した民」。

は「ハラール（許されたもの）を超えてハラーム（禁じられたもの）を犯す者」と解釈されている（ジャラルッディーン 2002, 2巻, 21）。

また「あなたがたは創造された者の中男だけに近付き、主があなたがたのために創られた配偶者を顧みないのですか。いや、あなたがたは罪を犯す者です（26章165-166節）」の解釈でも「罪を犯す者<sup>7</sup>」とは「許されたことを乗り越えて、禁じられたことを犯す者」とされており、男色はイスラーム法で許されない禁止行為とされている（ジャラルッディーン 2002, 3巻, 388）。

サウジアラビアのウラマー、シャイフ・ムハンマド・サーリフ・アル=ムナッジド (Shaykh Muḥammad Ṣāliḥ al-Munajjid) が監修するファトワー提供ウェブサイト、Islam Question & Answer (Islam QA) における同性愛に関するファトワーでは、以上のコーランの章句などを根拠に、同性愛者に対して厳しい回答がなされている。

「イスラームが男女の同性愛を禁じているのはなぜですか？ (Why does Islam forbid lesbianism and homosexuality ?)」<sup>8</sup> (2009年4月5日付 回答者:ムハンマド・サーリフ・アル=ムナッジド) の回答をまとめると以下ようになる。人間は神が人間に創造した本性（フィトラ: fitrah）に従って生きるよう命じられており、男性は女性に、女性は男性に惹かれるという本性がある。しかし、同性愛者は神の命じた本性に逆らっており、同性愛や同性愛行為は病気や家庭の崩壊をもたらす。

「同性愛者はそのように創造されたのであると言いつける者たちに対する反論 (Refutation of those who excuse homosexuals on the grounds that this is the way they were created)」<sup>9</sup> (1999年11月28日付 回答者:シャイフ・ムハンマド・サーリフ・アル=ムナッジド) では、同性愛者の性的指向は、そのように生まれついた自然なものであるという彼らの主張は、不道徳を広めるために役立つだけであり、それは彼らの単なる言い訳であるとする。彼らは自分の選択によって性的に倒錯しているのであり、罰せられるに値するという。

<sup>7</sup> 中田訳では、「度を越した民」。

<sup>8</sup> <https://islamqa.info/en/10050> 本稿のウェブサイト最終閲覧日はすべて2021年1月4日。

<sup>9</sup> <https://islamqa.info/en/6285>

「西洋の人権団体とそれを判断のために引用することの規則について (Western human rights organizations and the ruling on referring to them for judgement)」<sup>10</sup> (2007年4月4日付 回答者不明) においては、欧米の人権とイスラームの人権を対比させて、女性<sup>11</sup>や同性愛者の権利拡大が批判されている。それによると、ヨーロッパの「人権」団体は、表向きには抑圧された人々を支援しているが、実は家庭を破壊するという役割を果たしており、シャリーア(イスラーム法)の規則に反対している。これらの団体は、どんなによこしまなことであっても、人間は自分のしたいことをすることができるべきだとし、レズビアン、同性愛者、バイセクシュアル、そして宗教的逸脱を支持している。

このファトワーでは、世界人権宣言に述べられている人間一人一人が平等に持つとされる権利は認められていない。一神教徒(イスラーム教徒)と多神教徒の扱いは別であるべきだとし、預言者ムハンマドを批判する言論の自由は認められず、窃盗者や姦通者には神の定めた身体刑(ハッド刑)<sup>12</sup>が必要だとし、また家庭を破壊するとして同性愛者の権利は認められておらず、女性についても後見人なしで結婚したり、女性の側から離婚することも家庭の崩壊につながるとして、男女同等の権利を認めていないことなどが述べられている<sup>13</sup>。このような主張は欧米の人権団体から批判されているが、イスラームから見れば、人権団体の主張は神の命令とは異なっており、ヨーロッパ人の生活は墮落したものだと考えられている<sup>14</sup>。

また同性愛に関しては、以下のようなハディースがある。

ジャービル(697年没)は以下のように伝えている。「神の使徒は言った。私はルートの民の行為よりも、私のウンマ(イスラーム共同体)にとって恐れて

---

<sup>10</sup> <https://islamqa.info/en/97827>

<sup>11</sup> 女性の人権問題については、青柳 2020a参照。

<sup>12</sup> コーラン、ハディースに述べられている、姦通罪、窃盗罪などに対する神によって量刑が定められた身体刑。人権団体からは批判されている。

<sup>13</sup> イスラームの規範では一般に、女性と男性はまったく別の扱いをされる。性による役割分担が社会の秩序の基盤となり、性別を問わずひとり人間としてまったく同じように扱うという意味での男女の平等という発想はない(八木 2007, 66)。

<sup>14</sup> スンナ派だけではなく、シーア派のウラマーや政治家も、西洋とイスラームを対比させつつ同性愛に関して同様の見解を示している(青柳 2020b参照)。

いるものはない(イブン・マージャ 2563, テイルミズイー 1457)<sup>15</sup>。]

イブン・アッバース(687/8年没)は以下のように伝えている。「神の使徒は言った。ルートの民の行為をする者を見たら、それをしている者と、されている者を殺しなさい(イブン・マージャ 2561, テイルミズイー 1456, アブー・ダーウード4462)。<sup>16</sup>」

二番目のハディースでは、同性愛行為をした者は殺されるべきであるとされている。イスラーム法では婚姻外の性交渉<sup>17</sup>に対して姦通罪の刑罰があるが、同性同士の結婚は想定されていない。男女間だけではなく同性間でも姦通に含まれる可能性があるが、同性愛行為を行った者への刑罰に関して、姦通罪と同じ仕方にするか否かについては議論がある。

「同性愛に対する処罰(The punishment for homosexuality)」<sup>18</sup>(2006年3月13日付, 回答者不明)を要約しながら引用しよう。

質問: 同性愛に対する処罰はどのようなものですか?

回答: 同性愛は、最も重大な犯罪、最悪の罪、最も忌まわしい行いの一つであり、神はその行為をした者をほかの国では罰しなかった方法で罰しました。……コーラン7章81-84節, 15章72-76節, 同性愛行為を批難するハディースの引用。

教友たちは、同性愛者の処刑について全員一致で合意しましたが、処刑方法については異なりました。彼らのうち何人かは、同性愛者は火で焼かれるべきであると考えました。これは、アリー(661年没)とアブー・バクル(634年没)の見解です。そして、彼らのうちの何人かは彼らが高いところから投げ落とされた後、石を投げられるべきだとしました。これはイブン・アッバースの見解です。彼らのうちの何人かは、同性愛者は石打刑(死刑)に処せられるべきであると考えました。これはアリーとイブン・アッバースの両方から伝えられています。

教友の時代の後、法学者たちはこの問題に関して見解が異なりました。彼ら

<sup>15</sup> スンナ派六大ハディース集については、[sunnah.com](http://sunnah.com)を参照した。

<sup>16</sup> このハディースについては、本稿第二章で検討する。

<sup>17</sup> 男性の主人と女奴隷との婚姻外の性交渉については、合法である。

<sup>18</sup> <https://islamqa.info/en/answers/38622/>

の何人かは、同性愛者は結婚しているかどうかにかかわらず、処刑されるべきだとしました。彼らのうちの何人かは、姦通者と同じ方法で罰せられるべきであるとしました。つまり、同性愛者が既婚なら石打刑であり、未婚ならむち打ち刑に処せられるべきです。彼らのうちの何人かは、裁判官が適切であると認めた場合、厳しい処罰を加えるべきだと述べました。……

それ（同性愛）が姦通罪より厳しく処罰されるべきか、または姦通罪のほうが厳しく処罰されるべきか、または処罰が同じであるべきかに関して人々は異なっており、三つの見解があります。

1) (教友の)アブー・バクル, アリー, ハーリド・イブン・ワリード (641/2年没), イブン・アッバース……たちは、同性愛に対する処罰は、姦通罪に対する処罰よりも厳しくあるべきであり<sup>19</sup>、その人が結婚しているかどうかにかかわらず処刑すべきであるという見解です。

2) (初期の法学者の) シャーフィイー (820年没) とアフマド・イブン・ハンバル (855年没) は、同性愛者に対する罰は姦通者に対する罰と同じであるべきだという見解です。

3) (初期の法学者の) アブー・ハニーファ (767年没) は、同性愛者に対する罰は、姦通者に対する罰よりも厳しくないはずであると考えており、それは裁判官によって決定されるべき罰であるという見解です。……

以上のように、教友および後の法学者は、同性愛者（正確には同性愛行為を行った者）に対する刑罰は姦通罪と同等か、それ以上に厳しいか、もしくはそれよりは厳しくないという見解に分かれており、刑罰の方法も、石打刑、火刑、高所から突き落とすなどがあり、既婚か未婚かで違うとする見解もある。姦通罪の場合は、コーランとハディースに既婚者は石打刑、未婚者はむち打ち刑という明文があるが、同性愛行為については刑罰の明文がないので、姦通罪から類推していると言えよう<sup>20</sup>。また本稿第二章で後述するように、ルートの民が

<sup>19</sup> 本稿第二章で述べるが、彼らは同性愛行為を行った者は火刑に処すとした。

<sup>20</sup> 「あなたがたの中2人で罪を犯した者は(2人とも) 処罰しなさい。だが、その罪を悔いて身を修めるならば、そのままに放って置け(4章16節)」という章句について、この二人が男性二人か、男女一人ずつかで学説が分かれている(中田 2014, 109, 注451)。(男女の)姦通を意味するならば(この章句は)ハッド刑(の章句)によって廃棄された。同性愛を意味

焼いた石によって滅ぼされたというコーランの記述<sup>21</sup>を根拠に、火刑とする見解も見られる。

## 第二章 新たなコーラン、ハディースの解釈

欧米には、自分がゲイであることを公言し、LGBTのための活動をしているイマームが存在する。たとえば、以下のようなイマームが知られている。

ダーイー・アブドゥッラー (Daayiee Abdullah, 1954年～)：アフリカ系アメリカ人。ワシントンD.C.のモスクのイマーム。

ムフスィン・ヘンドリックス (Muhsin Hendricks, 1970年～)：パキスタン出身。南アフリカのモスクのイマーム。

ルドヴィック=モハメド・ザヘド (Ludovic-Mohamed Zahed, 1977年～)：アルジェリア出身、パリのモスクのイマーム。

またイマームではないが、ファルーク・ハーキ (El-Farouk Khaki, 1963年～)：タンザニア生まれ、インド系のカナダのLGBT活動家、弁護士なども挙げられる。

まず、先行研究 (Kugle 2010) やネットニュースにみられるゲイのイマームたちへのインタビューを紹介し、新しいコーラン解釈を紹介したい。

自身もゲイであるエモリー大学 (Emory Colledge) 教授のクーグル (Scott Kugle) が2005年、ケープタウンでの同性愛者の集会で聞き取った、ムフスィン・ヘンドリックスとダーイー・アブドゥッラーによる新たなコーラン解釈は以下のようなものである。

「かれは、御望みの者に女兒を授け、また御望みの者に男児を授けられる。

---

しても同様である。代名詞の双数形を根拠とすれば、同性愛を意味するとしたほうが明確である。いずれにしてこの章句はイスラーム初期の話であり、24章2節によって廃棄された (ジャラルッディーン 2002, 1巻, 204)。

<sup>21</sup> 「われはそれ (町) を転覆し、その上にわれは幾重にも焼いた泥の石を雨と降らせた。(その石には) アッラーの御許で、(懲罰の) 記号が付けられていた…… (11章77-83節)」 「われはその (町を) 上を下にして転覆し、焼いた泥の石をかれらの上に降らせた (15章57-74節)。」

また男と女を混ぜ(て授け)、また御望みの者を不妊になされる。本当にかれは全知にして強力であられる(42章49-50節。)]

この章句については、神の意志によって創造されたものとしての、すべての可能なジェンダーとセクシュアリティの交差について述べていると考えられる。「御望みの者に女兒を授け、また御望みの者に男児を授けられる」とは一般的な男性と女性のことであり、異性同士の交渉によって出産に至る。「男と女を混ぜて」とは一人の人物の中に男性と女性が接合しており、トランスジェンダー、両性具有者<sup>22</sup>といった性が曖昧な人たちを指し、「不妊」とは出産には結びつかないゲイ、レズビアンを指すと解釈できる(Kugle 2010, 66)。

『ジャラーラインのクルアーン注釈』を見ても、この箇所にはとくに注釈は付されていない。この章句を素直に読めば、女兒を授かる者、男児を授かる者、女兒と男児を授かる者、子どもを授からない者という四つのカテゴリーがあると読める。しかし、新しい解釈をすれば、一人の人間の性別や性的指向と読むことができるというのである。

ほかの章句について、彼らの解釈は以下のようなものである(Kugle 2010, 67-68)。

「信者の女たちに言ってやるがいい。……自分の夫または父の外は、かの女の美(や飾り)を表わしてはならない。なお夫の父、自分の息子、夫の息子、また自分の兄弟、兄弟の息子、姉妹の息子または自分の女たち、自分の右手に持つ奴隷、また性欲を持たない供回りの男、または女の体に意識をもたない幼児(の外は)。……(24章31節。)]

彼らは、「性欲を持たない供回りの男(al-ṭābi‘īn ghayr ūlī al-ibrah min al-rijāl)」とはゲイのことであるとす。この章句では、女性が家族や親戚の前ではヴェールをしなくてもよいということが述べられている。さらに、その女性の奴隷、性欲を持たない供回りの男、幼児の前でもヴェールをしなくてもよいとされている。「性欲を持たない供回りの男」とは、一般には老人の男性や不能者と解釈されるが、女性に興味のない男性と解釈すれば、ゲイと考えることもできる

<sup>22</sup> コーランに両性具有者(khunthā)という語は現れないが、両性具有者は、法学で扱われるテーマである。両性具有者については、Rispler-Chaim 2007, 69-74参照。なお、女性のような男性のことはアラビア語でムハンナス(mukhannath)という。



だろう<sup>23</sup>。

「結婚を望めない、産児期の過ぎた女は、その装飾をこれ見よがしに示さない限り、外衣を脱いでも罪ではない。だが控え目にするのは、かの女らのために良い(24章60節)。」

彼らは、「産児期の過ぎた女 (al-qawā'id min al-nisā')」とはレズビアンのことであるとする。この章句を素直に読めば、年を取り、妊娠する可能性のなくなった老女は、若い女性に比べると服装規定が緩くなるということであろう。しかし「産児期の過ぎた女」という文言を、年齢と関係なく子どもを産まない女性と考え、男性ではなく女性に惹かれるレズビアンと解釈することも可能かもしれない。

このように、今まで見過ごされてきたコーランの章句を、同性愛者の視点から新たに解釈することにより、ゲイ、レズビアン、トランスジェンダーも神によって認められていると考えることができるというのである。これは伝統的解釈にはなかった、新しい独創的な解釈だと言えよう。

またルートの民のコーラン解釈について、ダーイー・アブドゥッラーは、ルートの民は、同性愛行為によって神に滅ぼされたのではなく、客人である神の使徒を集団レイプしようとしたからであるとする<sup>24</sup>。たしかに、ルートの民がなぜ滅ぼされたのかについて、コーランには明確な理由は述べられていない。ルートの民が集団レイプしようとしたから神によって滅ぼされたという解釈は、一定の説得力があるのではないだろうか<sup>25</sup>。またルートの民はイスラーム以前の民であり、過去の共同体の話であるから、イスラーム教徒には適用されないと考える同性愛者もいる<sup>26</sup>。

<sup>23</sup> 別のインタビューにおいても、ダーイー・アブドゥッラーはこの文言の解釈を述べており、コーランを注意深く読むことを提唱している。

<https://voiceofsalam.com/2018/08/31/saying-yes-to-same-sex-marriage-meet-imam-daayiee-abdullah/>  
なお、さまざまなテーマに関するリベラルなコーラン解釈については大川 2021参照。

<sup>24</sup> [http://www.nbcnews.com/id/44993807/ns/us\\_news-life/t/battling-gay-rights-allahs-name/#.Xdtq\\_zF7k7M](http://www.nbcnews.com/id/44993807/ns/us_news-life/t/battling-gay-rights-allahs-name/#.Xdtq_zF7k7M) (Battling for gay rights, in Allah's name 2011年10月24日の記事) カナダのゲイの活動家、フェルーク・ハーキも同様の解釈をしているという (Kugle 2014, 187)。

<sup>25</sup> ただし、ルートや客人の使徒たちは男色行為を非難している。

<sup>26</sup> クーグルが、同性愛者の集会でレズビアンの一人から聞いたところ、ルートの物語はムハンマドよりもはるか昔の話であり、自分はルートではなくムハンマドに従うのだという (Kugle 2014, 39)。

次に、同性愛者に関する本稿第一章で述べたハディースとその新たな解釈を紹介したい。

イブン・アッバース (Abū ‘Abbās ‘Abd Allāh ibn ‘Abbās, 620年頃～687/8年)<sup>27</sup>は以下のように伝えている。：神の使徒は言った。「ルートの民の行為をする者を見たら、それをしている者と、されている者を殺しなさい (イブン・マージャ 2561, ティルミズィー 1456, アブー・ダーウード4462)。」

このハディースは、同性愛行為をした者は殺害される根拠として引用されることが多い。しかし人間の生死に関わる問題においては、単純にこのハディースを持ち出すのではなく、ハディースの扱いは慎重であるべきだろう。ここではクールの研究を参照し、このハディースの真偽や解釈を再検討したい (Kugle 2010, 98-109)。

このハディースは、スンナ派六大伝承集のうち、イブン・マージャ、ティルミズィー、アブー・ダーウードのハディース集 (『スナン』)、さらにイブン・ハズムのハディース集も含めて四つのハディース集に収録されている。伝承経路 (イスナード: isnād) は、預言者ムハンマドから教友のイブン・アッバースに伝えられ、イブン・アッバースから彼の奴隷だったイクリマ (Abū ‘Abd Allāh ‘Ikrima al-Barbarī, 645年頃～723/4年) に伝えられている。イクリマの次はアムル・イブン・アビー・アムルであり、アムルからさらに四人の伝承者に伝えられて、その四つの経路がそれぞれ四つの伝承集に帰着する。伝承経路は以下ようになる<sup>28</sup>。

1) The Prophet Muhammad→Ibn ‘Abbas→‘Ikrima→‘Amr ibn Abi ‘Amr→‘Abdul ‘Aziz ibn Muhammad→Abu Salama al-Khuza‘i→‘Abdallah’s father→‘Abdallah→Ibn Maja

2) The Prophet Muhammad→Ibn ‘Abbas→‘Ikrima→‘Amr ibn Abi ‘Amr→Abu Bakr ibn Khalid+Muhammad ibn Sabbah→Tirmidhi

3) The Prophet Muhammad→Ibn ‘Abbas→‘Ikrima→‘Amr ibn Abi ‘Amr→Mu-

<sup>27</sup> クルアーン解釈学の父。預言者のいとこで、アッバース朝初代カリフのサッファーフの曾祖父にあたる (医王 2002b)。

<sup>28</sup> Kugle 2010, 102, Figure 2の伝承経路の樹形図を参照した。

hammad ibn ‘Amir al-Sawwaq→Abu Daud

4) The Prophet Muhammad→Ibn ‘Abbas→‘Ikrima→‘Amr ibn Abi ‘Amr→‘Abdallah ibn Muhammad ibn Abi Nufayl→Ibn Hazm

このように、このハディースを預言者ムハンマドから直接聞いた教友は、イブン・アッバース一人であるが、そのような伝承経路のハディースは、信憑性の高いハディースには分類されないことがある。このハディースは、スンナ派六大伝承集のうち三つに収録されているが、スンナ派六大伝承集のなかでも権威の高い、ブハーリーとムスリムの二大『サヒーフ(真正集)』には収録されていない。

もっとも信憑性が高いハディースの分類は「ムタワール( mutawātir )」という。ムタワールとは、伝承に関する区分の1つで、伝承経路がきわめて多いうえに、地理的にも離れている場所でまったく同じ言葉が代々伝承されるなど、その内容の信憑性に疑問の余地がないものであり、字義的には“切れ目なく繋がっている”の意である。……真正(サヒーフ)と判断されるハディースのなかで、ムタワールはもっとも信憑性が高いが、そのように判定されているハディースの数は少ない。一語一句までは一致しないが、内容が同一の場合は“意味がムタワール”とする。ムタワールには達しないが、多くの伝承者によって伝えられているハディースをマシュフル (“よく知られている”の意) と呼ぶ(小杉 2002a)。

一人の伝承者から伝わるハディースについての評価は三つに分けられる。第一に、この伝承は正統なものだとするもので、教条的なムスリムの立場である。第二に、この伝承は正統なものではないとするもので、これは西洋の文献学者と一部の改革的ムスリムの立場である。第三に、この伝承は正統であろうが、疑わしいとするもので、これは伝統的なハディース学<sup>29</sup>のツールを使い続ける

<sup>29</sup> ハディース学においては、ハディースの真偽を識別するために、本文の検討とイスナードの検証が行われた。イスナードの検証のためには、ハディースを伝える経路の人物について詳細な情報を集め、その信頼性を問うことが行われた。ハディースは、信憑性によって、サヒーフ(真正)、ハサン(良好)、ダイーフ(脆弱)など、また伝承経路の多寡によって、ムタワール(不可謬なほど多数)、それ以外のアーハドに大別され、後者はさらにマシュフル(3経路以上)、アズィーズ(2経路)、ガリーブ(単一経路)などに区分される(小杉 2002a)。

べきだとしながらも、現代的な分析技術も使うべきだとするムスリムの立場である (Kugle 2010, 103-104)。

有名なハディースであっても伝承経路を吟味して、正しいハディースと言えるのか、人間の生死に関わる問題に疑わしいハディースを採用してもよいのか、再検討する必要があるのではないだろうか。

またこのハディースは、イブン・アッバースから彼の奴隷のイクリマに伝えられているが、イクリマの思想的偏向についても検討する必要がある。

イクリマは、教友の後継世代に属するウラマーであり、イブン・アッバースの奴隷であったが、のちに彼の息子により解放された。生前からハワーリジュ派 (Khawārij, 後述) であるとの嫌疑がかけられたが、ことの真偽ははっきりしない。ブハーリーら権威あるハディース学者は、彼の伝えるハディースを真正とみなしている。イブン・アッバースのクルアーン解釈に関する言説を多く伝えたほか、教友世代のハディースをのちの世代に大量に伝えた (医王 2002a)。

イクリマはイブン・アッバースから多くのハディースを伝え聞いており、イクリマの伝えるハディースはブハーリーのハディース集にも収録されているが、前述したように、この同性愛者に関するハディースはブハーリーとムスリムの二大『サヒーフ (真正集)』には収録されていない。

さてクーゲルによると、イクリマは伝承者としてあまり評価が高くないという。その理由の一つは、彼はハワーリジュ派 (スンナ派でもシーア派でもない初期イスラームの分派) であったとされているからである。クーゲルはイクリマの伝えるハディースの信憑性について、思慮深いムスリムはいったん立ち止まって考えるべきだとする (Kugle 2010, 107-109)。

ハワーリジュ派とは、“外に出た者、退去した者”の意味であり<sup>30</sup>、カリフの資格や信仰と行為の関係を政治的・神学的問題として提起した。信仰と行為の関係に関しては、大罪を犯した者は不信仰者と宣告され、もっとも先鋭的な考えをもつアズラク派にいたってはその者とその家族を殺すべきとした (大川

<sup>30</sup> スイッフィーンの戦い (657年) の際、ムアーウィヤ (680年没) と調停しようとしたアリーに対し、アリー派の一部が反対し、アリーの陣営から出て行った。このため、「ハワーリジュ (外に出た者)」という。

2002)。

このようにハワーリジュ派には、大罪を犯したムスリムは不信仰者であるとし、殺害の対象とするという過激な一派もいたため、イクリマがハワーリジュ派であれば、同性愛行為という大罪を犯したムスリムは殺害すべしと考えていた可能性もあるだろう。一般に、スンナ派もシーア派も大罪(多神崇拜などは除く)を犯したムスリムは信仰者のままであるとする。信仰者か不信仰者かは、現世で人間が判断することではなく、来世で神が裁くことだからである。つまり、不信仰者であっても殺害の対象にはならないのである。イクリマの伝えるハディースには偏った思想が入っている可能性がある。

またクーグルは、そもそもムハンマドは同性愛行為を行った者の処罰について述べていなかった可能性を指摘している<sup>31</sup>。その理由として、以下のエピソードがある。ムハンマドの死後、ある軍事遠征中、(軍事司令官の)ハーリド・イブン・ワリードは、同性愛行為(ルートの民の行為)をした者たちを見たことを、メディナのアブー・バクルに手紙で知らせた。そこで教友たちが集まり、アリーが、コーランでは神がルートの民を焼いた石で滅ぼしたことを理由に、その者を火刑に処するように提案した。集まった者たちはそれに賛成し、アブー・バクルは火刑を命じた(al-Qurṭubī, Vol. 9, 275)<sup>32</sup>。

同性愛行為をした者の処分について、ムハンマドはなにも文言を残していなかったもので、教友たちはこの時、ムハンマドのハディースを引用することはできず、アリーの提案に従ったのではないだろうか(Kugle 2010, 99)。たしかに、ムハンマド自身の言葉が残っていれば、教友たちで話し合った時に、アリーの提案ではなく、ムハンマドのハディースに従えばよかったはずである。

ただし、同性愛行為をした者とされた者を殺害せよというハディースもいく

---

<sup>31</sup> ダーイー・アブドゥッラーも、Metro Weekly 誌のインタビューで、詳しい議論は省略しているが、ムハンマドは同性愛者の訴訟事件を扱うことはなかったとし、後にハディースが捏造されたのではないかと述べている。<https://www.metroweekly.com/2006/12/a-man-for-all-seasons/>

<sup>32</sup> クルトゥビー(1272年没)の注釈書のコーラン7章80節の解釈中に、このエピソードが述べられている。またこのエピソードは、本稿第一章で紹介したファトワー(同性愛に対する処罰)でも引用されていた。

つかのハディース集に存在しているのは事実である。しかし上述したように、それは伝承経路を調べると、ムハンマドからイブン・アッバース、さらにイクリマへ伝わった一つの伝承経路から派生したものであり、またイクリマという人物についても、不信仰者に極めて厳しいハワーリジュ派の可能性があったということで、ハディースの信憑性に疑問が生じるといえよう。

### 第三章 ゲイのイマームたちの活動

ここでは、二人のゲイのイマームの経歴と活動を紹介したい。まずルドヴィック・モハメド・ザヘド（1977年～）のアルジェリア時代の経験とフランスにおける活動について紹介する。彼はアルジェリアでコーラン解釈やイスラーム法を学び、家族とともにフランスのマルセイユに移住、その後パリに移動した。パリ高等師範学校 (Ecole Normale Supérieure) で心理学を学び、社会科学高等研究院 (Ecole des Hautes Etudes en Sciences Sociales: EHESS) 博士課程で宗教人類学を研究し（2016年学位取得）、2010年に「フランスの同性愛ムスリム (HM2F: Homosexual Muslims de France)」という協会を立ち上げた。2010年に南アフリカのケープタウンで開かれた LGBT 会議で出会ったパートナーと2011年に同性婚した（後に離婚）<sup>33</sup>。パリのグラント・モスクに通っていたが、LGBT のムスリムがモスクから拒絶されたり、亡くなった時に葬儀の礼拝をしてもらえない状況の中、2012年、パリにヨーロッパで最初のゲイ・フレンドリーなモスク<sup>34</sup>を開き、イマームとなった<sup>35</sup>。ここでは「ゲイのイスラム教指導者の物語——イスラム教は対話にオープンになった 10年前とは違って<sup>36</sup>」というザヘドへのインタビュー記事（2019年8月19日）の内容を要約する。

自分が抑えようとしていた気持ち、感じていた気持ちが同性愛だということ

<sup>33</sup> Zahed 2013, 91; 117; 124; 187.

<sup>34</sup> 当初は礼拝ルームであった。ゲイのみならず、LGBT、異性愛者の男性も女性も礼拝に参加できる。

<sup>35</sup> <https://www.bbc.com/news/world-europe-20547335>（2012年11月30日付）

<sup>36</sup> <https://jp.weforum.org/agenda/2019/08/geinoisuramu-no-isuramu-ha-nio-punninata-10-toha-/>

が分かったのは17歳の時でした。内戦時(1995年)、私はアルジェリアにいましたが、性的少数者のことは公の場でも、私の家族の間でも話題になることはありませんでした。……

この問題は禁断かつタブーで、「そんな風にしてしまうと死ぬことになる。誰かに殺されてしまうよ」と言われたりしました。……21歳のときにカミングアウトしたとき、兄や叔父が私を脅している状況で一緒に住むことは難しいと話したのです。……この時に父は感情的になり、「彼は彼なりの選択をしたんだ。私たちとしては受け入れることはできないかもしれないけど、息子とその判断を尊重するべきだ」と言ったのです。……

私は西側の国に引っ越すことができたので運が良かった。アルジェリアではこうはいかなかったし、違った運命をたどっていたでしょう。あの国には自由というものがないのです。私の家族の将来もこのために大きく変化したと思います。両親はオープンな人間ですが、両親も親戚の多くとは付き合いを絶つことになってしまいました。私を殺すと脅した叔父は、母をも脅していたのです。言うまでもなく母はそれっきり叔父と口をきいていません。

……このインクルーシブ(包括的)なモスクを設立した理由の主な一つは、大規模な団体に参加している人々の多くはこれまでずっと宗教の場でひどい扱いを受け、それがトラウマになっていて宗教活動に関わりたくないということだったのです。このモスクは欧州初のインクルーシブなモスクになりました。……

(モスクを設立する際、)実際のところ障害はさほどありませんでした。この取り組みに対しては非常にポジティブな反応がありました。初期に加盟してくれたのはとてもポジティブでモチベーションも高い人たちでした。パリに住んでいるすべての人々のため、私たちは平等の権利と結婚の権利を求める抗議行動に参加しました。参加者は非常に政治的な意識が高い人たちで、進歩的イスラム教にとって非常に豊かな時期でした。多くの人々から励ましの声をいただき、脅しも多少ありましたが、何も起きていません。それを続けてきました。

昨年、ドイツのテレビチャンネル、ドイチェ・ヴェレでエジプトのアズハル大学との討論を行いました。その時に私たちは本物のイスラム教徒ではない

と言われました。……彼らは私たちと討論をして満足はしていなかったようですが、話ができただけよかったです。対話は開かれています、10年前はそうではなかった。彼らだってこのムーブメントは止まらない、そして私たちと話さざるをえないということは分かっています。

……私としては、若いイマームの育成やもっと進歩的なイスラム教について教えて、推し進めていきたい。こういったコミュニティの形成に興味を持っている人には、どんどんやってみてと言いたいです。ゲイのアルジェリア人で、イスラム教徒、アラブ人で HIV 陽性で未熟な若者だった私が25年前にできたのであれば、誰でもできると思うのです。

以上のようにザヘドによると、アルジェリアでは両親の理解は得たものの、親戚から脅迫されて命の危険にさらされ、また家族も親戚から非難されて付き合いもなくなるという状態であったという。その後フランスに移住し、あらゆる人が孤立したり、排除されないように包み込み、支え合う包括的な社会を目指す活動を始めていくことになる。ザヘドの周りには進歩的な人々が集まってきて、活動は順調に進んだという。一般のイスラム教徒からの非難はあるものの、活動の拠点がパリであり、進歩的な人が多いことが一因かもしれない。エジプトのウラマーからは理解されなかったが、対話することはできたとしており、今後のザヘドたちの動向に注目したい。

次に、アメリカのワシントンD.C.のモスクのイマームであり、創造的学術団体のためのムスリム教育センター (MECCA: Muslim Education Center for Creative Academies) の事務局長、ダーイー・アブドゥッラー (1954年～) について述べたい。彼へのインタビューをまとめた“Imam Daayiee Abdullah Profile”<sup>37</sup>によると、彼はデトロイトで生まれ育ち、南部バプテスト教会で洗礼を受けた。20歳の時にサンフランシスコに引っ越し、速記者として働いた。5歳の時には自分はほかの人と違うことに気づいており、15歳の時に両親にカミングアウトし、両親は受け入れてくれた。サンフランシスコでは黒人のゲイのコミュニティに参加し、ゲイ、レズビアンのための活動を始めた。1979年にワシント

---

<sup>37</sup> <https://lgbtqreligiousarchives.org/profiles/daayiee-abdullah>



ンD.C.に移り、ジョージタウン大学に通い、中国語を学んだ。その後北京大学に留学し、中国のモスクに通った。1985年に改宗し、さらにジョージタウン大学でアラビア語やイスラーム、コーラン、中東について学び、学位取得後、ロースクールにも通った。1997年からサウジアラビアで働きつつ研究を続けた。1999年にアメリカに戻り、LGBTQムスリムのためのファティハ財団のメンバーとなる。その後各地で同性愛に関する講演会を行ったり、イマームとして活動している。

ダーイー・アブドゥッラーは、第二章で述べたように新たなコーラン解釈を提示しているが、イマームとしてもさまざまな実践をしている。彼がイマームになったきっかけは、葬儀の礼拝を拒否された AIDS で亡くなったムスリムのために葬儀の礼拝を行ったことだという。現在、葬儀の礼拝のほか、同性婚<sup>38</sup>の婚姻契約の儀式を執り行ったり、結婚前のカップルや家族関係に悩んでいるムスリムのカウンセリングをしている<sup>39</sup>。またムスリムと非ムスリムのカップルや、異性愛者同士のカップル<sup>40</sup>の結婚契約も執り行っているという<sup>41</sup>。しかし異性同士が結婚すべきであり、ダーイー・アブドゥッラーのコーラン解釈に賛同できないというイマーム (Imam Johari Abdul-Malik) の意見もある<sup>42</sup>。

さらにダーイー・アブドゥッラーは、真剣に結婚を考えているカップルが正式な結婚 (nikāh) に至る前のお試し婚として、シーア派の一時婚 (ムトア:

---

<sup>38</sup> アメリカでは、同性婚が合法化されている。2015年6月26日、連邦最高裁はオーバーゲフェル裁判の判決を下した。その判断は5対4で、米国の各州が同性愛カップルに結婚許可証を発行するよう求めるものだった。この結果、同性婚は米国全土で実質的に合法化され、特に法廷で同性婚の合法化に抵抗していた13州に受け入れを認めさせるものとなった。ただしこの判決は、結婚とは男女の合一と考える人々からは反対されているという。……とりわけ福音派キリスト教徒、伝統的なカトリック信者、正統派ユダヤ教徒、イスラーム教徒、モルモン教徒を始めとする伝統的価値観を持つ人々にとって、同性婚は偽りであり、神の嫌悪の対象ですらあるのだ。 <https://ippjapan.org/archives/1420> (「米国における同性婚」)

<sup>39</sup> <https://www.metroweekly.com/2006/12/a-man-for-all-seasons/>

<sup>40</sup> 彼は、オープンなイマームを希望する異性愛者同士のカップルの婚姻契約も行っているという (Kugle 2010, 218)。

<sup>41</sup> <https://voiceofsalam.com/2018/08/31/saying-yes-to-same-sex-marriage-meet-imam-daayiee-abdullah>

<sup>42</sup> [https://www.washingtonpost.com/lifestyle/style/imam-daayiee-abdullah-welcomes-gay-muslims-to-worship-marry/2013/04/17/3ebcab3a-a5db-11e2-b029-8fb7e977ef71\\_story.html](https://www.washingtonpost.com/lifestyle/style/imam-daayiee-abdullah-welcomes-gay-muslims-to-worship-marry/2013/04/17/3ebcab3a-a5db-11e2-b029-8fb7e977ef71_story.html)

(Imam Daayiee Abdullah welcomes gay Muslims to worship, marry 2013年4月17日の記事)

mut'ah)<sup>43</sup>を認めている。一時婚によって姦通罪を避けることができるとし、正式な結婚前に性交渉を行いたいという段階の同性のカップルには婚姻期間(たとえば30日~60日)を決めて一時婚をするよう勧めている。そして気持ちを確かめた後に正式な結婚へと至るべきであるとする(Kugle 2010, 225)。

ダーイー・アブドゥッラーは同性婚のみならず、一時婚まで認めており、保守的イスラーム教徒からの反発は強いと思われるが、ほかのモスクでは婚姻契約を断られたカップルの受け皿となっており、マイノリティーのために重要な役割を果たしているのではないだろうか。

以上述べてきたゲイのイマームたちは欧米で活動しており、中東に比べれば、同性愛者のイスラーム教徒の活動が徐々に軌道に乗っているように見える。しかしもちろん、欧米のイスラーム教徒のなかでも伝統的解釈を支持する人も多く、意見は割れているのであり<sup>44</sup>、議論は平行線を辿る可能性も高いと思われる。

## 結論——キリスト教、ユダヤ教と比較して

最後に、聖書で同性愛がタブーとされているにも関わらず、ヨーロッパやイスラエルでは同性愛が認められつつある状況について触れたい<sup>45</sup>。そしてキリスト教、ユダヤ教における同性愛者の状況を踏まえて、イスラームと比較したい。

ロトの民(ソドムの町の滅亡)の物語は、創世記19章に述べられている。コーランの内容と重なるが、要約したい。ソドムの町に、神の御使い(二人の天使)がやってきて、ロトの家に立ち寄った。するとソドムの町の男たちがロトの家に押しかけて「ここへ連れてこい」とわめきたてた。ロトは娘を差し出すと言っ

<sup>43</sup> 婚資と婚姻期間を条件とする結婚で、シーア派は認めるが、スンナ派は認めない。一時婚には後見人、証人は不要である。一時婚についてはMurata 1987; Haeri 1989参照。なおスンナ派には一時婚に類似した婚姻形態(ミスヤール婚、ウルフィー婚)が存在する。三つの婚姻契約の比較については、青柳 2017参照。

<sup>44</sup> 2015年、イギリスのイスラーム教徒1081人への対面調査によると、52%が同性愛に反対だったという。「英イスラーム教徒、「過半数が同性愛に反対」世論調査で物議」(2016年4月13日付) <https://www.cnn.co.jp/world/35081099.html>

<sup>45</sup> アメリカでも同性愛は認められつつあるが、カトリックやキリスト教福音派は同性愛に反対している。

たが、男たちはロトに詰め寄り、二人の客人は「わたしたちはこの町を滅ぼしに来た」と言い、ロトに身内を連れて逃げるように忠告する。翌日、神は硫黄の火を降らせ、町の全住民を滅ぼした。ロトは二人の娘と逃げたが、妻は後ろを振り返ったために塩の柱となった<sup>46</sup>。

「ソドムの町の滅亡」物語は、「男性同性間の性行為を求めた罪の結果」との解釈が生み出されてきた。しかし、聖書学の知見によると、町の男たちが、当時、規則として定められていた「旅人(客人)をもてなす」ことを拒否し、乱暴をはたらこうとしたために神の怒りをかい、滅亡させられたという解釈のほうが妥当性が高い(堀江 2019, 185, 注5)。

この物語をたんに同性愛との関連だけで解釈するようになったのは比較的最近のことなのである。ソドムの町の邪悪さについては旧約聖書中の多くの箇所と言及されているが<sup>47</sup>、そのどれ一つとして同性愛の罪に触れたものはなく、ソドムと同性愛の連想が生じたのはずっと後代の社会風潮と文学においてのことと跡付けることができる。ソドムの破壊については四通りの推論をなす。1) 住民全体の邪悪さ、2) 住民たちが天使を手籠めにしようとした、3) 男たちが天使と同性性交をしようとした、4) 神によって遣わされた訪問者たちに対する邪悪なあしらい。第二の可能性は、古代と近代の聖書学者によって一般に無視されている。それはおそらく同性の強姦にまつわるあいまいさのためである。1955年以来、現代の学者たちは次第に第四の解釈を支持している。市

<sup>46</sup> 新共同訳を参照した。

<sup>47</sup> 新約聖書「ユダの手紙」7節にある「ソドムやゴモラ、またその周辺の町は、この天使たちと同じく、みだらな行いにふけり、不自然な肉の欲の満足を追い求めたので、永遠の火の刑罰を受け、見せしめにされています」における「不自然な肉の欲の満足を追い求めた」という文言に関する研究者の解釈は二つに大別されるという。1) 同性愛、2) (人間とは異なる) 天使の肉体との性交。「ソドム」という名が同性愛と結びつけて語られるようになったのは、アウグスティヌスに負うところが大きい。アウグスティヌスは『神の国』において、男性の同性愛だけをソドムの邪悪さの例として挙げているが、この解釈がユダ書の著者および読者に共有されていた可能性は極めて低い。また天使との性交を求めていたことが罰の原因であるという考え方もはっきりとは読み取れず、またゴモラやその周辺の町の人々が天使との性行為に走ろうとした伝承はない。ソドムと周辺の町について非難されているのは、高慢と性的不道徳である。「不自然な肉の欲の満足を追い求めた」の意味は、神に服従せず、性的放縦に身を委ねる生き方をしたということであり、人間の肉体を追い求めたことが、これらの町が神の罰を受けた原因である(辻 1999, 5-15)。

が破壊されたのは、性的不道徳のためではなく、客人を冷遇した罪のためであったというのである（ボズウェル 1990, 110-111）。

実際には、「ソドムの罪」として聖書に描き出される物語は、古代イスラエルにおいて歓待の掟を守らなかったことへの裁きであったとしても、キリスト教における意図的な誤読から出発した解釈が、世界に広く共有されているがゆえに誤読の再生産を払拭することは困難を極めている（堀江 2019, 165）。

このように、ソドムの町は男色行為によって滅ぼされたのではない、という解釈もありうるが、そのような解釈はかき消され、同性愛によって滅ぼされたという解釈が広まっているといえよう。

ほかにも、聖書における異性愛および同性愛に関する記述には以下のようなものがある。

「こういうわけで、男は父母を離れて女と結ばれ、二人は一体となる（創世記2章24節）。」

「女と寝るように男と寝てはならない。それはいとうべきこと（レビ記18章22節）。」

「女と寝るように男と寝る者は、両者共にいとうべきことをしたのであり、必ず処刑に処せられる。彼らの行為は死罪に当たる（レビ記20章13節）。」

「正しくない者が神の国を受け継げないことを、知らないのですか。思い違いをしてはいけません。みだらな者、偶像を礼拝する者、姦通する者、男娼、男色をする者……人の物を奪う者は、決して神の国を受け継ぐことができません（コリントの信徒への手紙二6章9-10節）。」

「同じく男も、女との自然の関係を捨てて、互いに情欲を燃やし、男どうしで恥ずべきことを行い、その迷った行いの当然の報いを身に受けています（ローマの信徒への手紙1章27節）。」

このように聖書では男女が結婚すべきであるとされ、同性愛は非難され、同性愛行為を行う者は処刑され、神の国にも入れないとされている。聖書の文言には同性愛者および同性愛行為を非難するものがあるのは事実であり、ソドムの町の物語についても、同性愛行為によって滅ぼされたとする解釈が広がっている。しかしながら以下に述べるように、ヨーロッパ、イスラエルにおける世

俗化という流れの中で変化が起きているようである。

1970年代後半に、国際精神医学会で同性愛は病気ではないと再定義され、1980年代に入って欧州各国で同性愛の合法化が広がっていった。この背景として、欧州各国の政教分離も後押している。同性愛を犯罪としていたのはキリスト教の影響も強く存在した。イスラエルで同性愛が合法化されるのは1988年である。イスラエルはヨーロッパの国ではないが、国家成立の歴史的経緯上、常に欧米の足並に揃えようとする傾向がある。イスラエルでは古来の教義を頑なに守る敬虔なユダヤ教徒は国民の1割程度とされ、6割ほどは生活の中に宗教は取り入れているが、比較的柔軟な世俗主義が占めており、政教分離の傾向を後押ししている。この世俗主義は比較的若い世代に多く、性的マイノリティに対する考え方もリベラルである。また、1990年代以降は、同性愛の人権に関する権利獲得の裁判などが社会的に注目され、著名人らがカミングアウトするなど、社会的プレゼンスが増えたことも、社会的受容、支持へとつながった(羽生 2013, 141)<sup>48</sup>。

ヨーロッパが世俗化していく過程で同性愛が認められるようになり、イスラエルはヨーロッパと足並みを揃える傾向がある上に、世俗的な人が若者を中心に増えたため、聖書で同性愛が批判されており、反対派もいるにも関わらず、同性愛が認められるようになったというのである<sup>49</sup>。

一方イスラーム世界では、1970～80年代以降、世俗化するよりもむしろイスラームが復興してきている。伝統的なコーラン解釈では、ルートの民は男色と

---

<sup>48</sup> LGBTの人権意識が高いということが、イスラエルの国家イメージの向上に貢献している。しかしパレスチナ問題などのネガティブなイメージをソフトなイメージで洗い流そうとしているとして海外からは「ピンクウォッシュだ」と批判する向きもある(羽生 2013, 141-142)。

<sup>49</sup> イスラエルのリベラルさを強調した国際的な宣伝によって、外国人やイスラエル国外にいる人々にとって、国内における性的少数者の困難がより見えづらくなってしまおう。中東全体をイスラームによる宗教的偏狭の地と表象し、イスラエルをリベラルなものとして描き出す過度に単純化した図式の下では、イスラエル内部のこれらの宗教共同体における同性愛嫌悪、トランスジェンダー嫌悪の克服が全てイスラームの課題とされてしまう。その結果、本来イスラエル国内においても深刻であるはずのユダヤ教内部の同性愛嫌悪、トランスジェンダー嫌悪がより不可視化され、とりわけ解決済みの問題であるか、例外的な事象として棄却されてしまう(保井 2019, 57)。

いう非合法的な行為をしたために神によって滅ぼされたのであり、同性愛は禁止されていると考えられている。したがって、同性愛を認めるような新たな解釈には大きな抵抗を感じるイスラーム教徒が多い。そもそもイスラーム教徒の支持を得ているコーラン解釈では、男女ははっきりと分けられ、神が定めた男女の役割分担を果たすことにおける男女それぞれの権利が重視されており<sup>50</sup>、男女同等の権利や、男女の境界があいまいな同性愛者の権利はほとんど認められていない。

しかしながらこのような状況の中で、ゲイのイマームたちは普遍的な人権の尊重を訴えるとともに、イスラームの内部から新しいコーラン解釈を提示したり、ハディースの伝承経路や伝承者の思想的偏向などを再検討して、性的多様性を訴える努力をしている。今後は、さらに多くの人々に対して発信を強化していくことが重要であろう。一方、同性愛に批判的なイスラーム教徒の側には、自分たちは現代社会に生きているという自覚を持ち、LGBTのイスラーム教徒と対話したり、性的多様性に関する意識改革を行う動きなどはあるのだろうか。その問題については今後の課題としたい。

\* 本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）課題番号19K00077による研究成果の一部である。

## 参考文献

- El-Rouayheb, Khaled 2009. *Before Homosexuality in the Arab-Islamic World, 1500-1800*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Haeri, Shahla 1989. *Law of Desire: Temporary Marriage in Shi'i Iran*, Syracuse: Syracuse

<sup>50</sup> 男女の役割分担に関する根拠となっている代表的なコーランの章句は、「男は女の擁護者（家長）である。それはアッラーが、一方を他よりも強くなされ、かれらが自分の財産から、経費を出すためである。それで貞節な女は従順に、アッラーの守護の下に（夫の）不在中を守る。……（4章34節）」である。この章句の解釈史については後藤 2007、青柳 2020a参照。

- University Press.
- Kugle, Scott Siraj al-Haqq 2010. *Homosexuality in Islam: Critical Reflection on Gay, Lesbian, and Transgender Muslims*, London: Oneworld Publications.
- Kugle, Scott Siraj al-Haqq 2014. *Living out Islam: Voices of Gay, Lesbian, and Transgender Muslim*, New York and London: New York University Press.
- Murata, Sachiko 1987. *Temporary Marriage (Mut'a) in Islamic Law*, London: The Muhammadi Trust of Great Britain and Northern Ireland.
- Murray, Stephen O. and Will Roscoe eds. 2000. *Islamic Homosexualities: Culture, History, and Literature*, New York and London: New York University Press.
- al-Qurṭubī 2009. *al-Jāmi' li-Aḥkām al-Qur'ān*, Beirut: Mu'assasah al-Risālah, 25 vols.  
[https://ia802904.us.archive.org/8/items/waq73651/09\\_73659.pdf](https://ia802904.us.archive.org/8/items/waq73651/09_73659.pdf)
- Rispler-Chaim, Vardit 2006. *Disability in Islamic Law*, Dordrecht: Springer.
- Zahed, Ludovic-Mohamed (edited and translated by Qiyaam Jantjies Zahed) 2013. *Queer Muslim Marriage: Struggle of a Gay Couple's True Life Story towards Inclusivity and Tawheed within Islam*, n.p.
- Zahed, Ludovic-Mohamed (translated by Adi S. Bharat) 2019. *Homosexuality, Transidentity, and Islam: A Study of Scripture Confronting the Politics of Gender and Sexuality*, Amsterdam: Amsterdam University Press.
- 青柳かおる 2015. 「生殖補助医療に関するスンナ派イスラームの生命倫理」『比較宗教思想研究』第15輯, 19–41.
- 青柳かおる 2016. 「イスラームにおける生殖補助医療——シーア派を中心に」塩尻和子編『変革期イスラーム社会の宗教と紛争』明石書店, 188–209.
- 青柳かおる 2017. 「イスラームにおける婚姻制度の諸相——スンナ派のミスヤール婚とウルフィー婚, シーア派の一時婚(ムトア婚)」『比較宗教思想研究』第17輯, 1–21.
- 青柳かおる 2019. 「イスラームにおける出生前診断——スンナ派を中心に」『人文科学研究』第145輯, 1–21.
- 青柳かおる 2020a. 「「婚姻作法の書」にみられるガザーリーの夫婦観——コーラン4章34節の解釈にみられる役割分担を中心に」『比較宗教思想研究』第20輯, 1–20.
- 青柳かおる 2020b. 「イスラームにおける同性愛——伝統的解釈を中心に」『人文科学研究』第147輯, 1–19.
- 医王秀行 2002a. 「イクリマ」『イスラーム辞典』岩波書店, 109.
- 医王秀行 2002b. 「イブン・アッバース」『イスラーム辞典』岩波書店, 155.

- 大形里美 2019.「インドネシアにおける LGBT 運動を取り巻く状況——LGBT 運動の展開と近年の対立の構図」『九州国際大学国際・経済論集』第3号, 47-78.
- 大川玲子 2002.「ハワーリジュ派」『イスラーム辞典』岩波書店, 796.
- 大川玲子 2021.『リベラルなイスラーム——自分らしくある宗教講義』慶応義塾大学出版会.
- 小杉泰 2002a.「ハディース」『イスラーム辞典』岩波書店, 768-769.
- 小杉泰 2002b.「ムタワール」『イスラーム辞典』岩波書店, 974.
- 後藤絵美 2017.「クルアーンとジェンダー——男女のありかたと役割を中心に」松山洋平編『クルアーン入門』作品社, 389-413.
- ジャラルッディーン・スユーター, ジャラルッディーン・マハリイ(中田香織訳) 2002.『ジャラールのクルアーン注釈』全3巻, 日本サウディアラビア協会.
- 新共同訳2006.『聖書(旧約聖書続編つき)』日本聖書協会.
- 多和田裕司 2019.「現代マレーシアにおけるイスラームとセクシュアリティ」『人文研究——大阪市立大学大学院文学研究科紀要』第70巻, 113-131.
- 辻大地 2017.「アッバース朝期のセクシュアリティと同性間性愛——ジャーヒズ著『ジャーリヤとグラームの美点の書』の分析を通じて」『東洋学報——東洋文庫和文紀要』第98巻4号, 01-025(四五四-四三〇).
- 辻学 1999.「『ソドムの罪』は同性愛か——「他の肉を追い求める」(ユダ7節)をめぐって」『関西学院大学キリスト教学研究』第2号, 5-18.
- 羽生浩一 2013.「イスラエルの広報外交による国家イメージの変革(中間報告)——性的マイノリティの人権問題をめぐって」『文明』No. 18, 139-142.
- ボズウェル, ジョン(大越愛子・下田立行訳) 1990.『キリスト教と同性愛——1~14世紀西洋のゲイ・ピープル』国文社.
- 堀江有里 2019.「キリスト教における「家族主義」——クシア神学からの批判的考察」『宗教学研究』第93巻2輯, 163-187.
- 三田一(訳)『日垂対訳 聖クルアーン』日本ムスリム協会(ウェブ版)
- ムスリム(磯崎定基・飯森嘉助・小笠原良治訳)『サヒーフ・ムスリム』日本ムスリム協会(ウェブ版)
- 八木久美子 2007.「イスラーム」『ジェンダーで学ぶ宗教学』世界思想社, 58-73.
- 保井啓志 2018.「中東で最もゲイ・フレンドリーな街——イスラエルの性的少数者に関する広報宣伝の言説分析」『日本中東学会年報』第34-2号, 35-70.